平成２９年（フ）第２１４号
大阪府箕面市半町３丁目３番22号、住民票上の住所大阪府豊中市北桜塚２丁目１番７号
破産者　**中西**　　明（旧姓大石）
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５７号
大阪府松原市阿保１丁目４番12号　コーポイン松原201号、住民票上の住所京都府亀岡市本梅町西加舎前ケ芝19番地11
破産者　岩井　文生
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６８１号
兵庫県西宮市満池谷町２番27号、前住所兵庫県西宮市木津山町２番８号
破産者　高田　智義
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第９５号
岡山県津山市高野本郷2540番地１　303号、前住所岡山県真庭市鍋屋27番地８
破産者　小上　伸明
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第２７号
大分県日田市大字田島151番地１（開始決定時の住所）大分県日田市丸の内町12番35号
破産者　着ものがたり帆足こと　帆足　道明
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第６８号
北海道網走郡美幌町字仲町１丁目135番地の５　仲町ハイツ７号
破産者　くまがい北きつね牧場こと　熊谷　史雄
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
北海道網走郡美幌町字仲町１丁目135番地の５　仲町ハイツ７号
破産者　熊谷　文子
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
岩手県二戸市石切所字土川39番地１
破産者　小野寺次見
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第５１号
横浜市旭区若葉台１丁目６番1401号
破産者　鳥本　敬子
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６０号
横浜市港南区野庭町635番地　野庭住宅14棟203号
破産者　藤　　秀則
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６１号
横浜市港南区野庭町635番地　野庭住宅14棟203号
破産者　藤　太起子
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６７号
横浜市港北区師岡町464番地　Ｕ　ｃｏｕｒｔ　ｏｋｕｒａｙａｍａ　401
破産者　鈴木　信行
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６８号
横浜市港北区師岡町464番地　Ｕ　ｃｏｕｒｔ　ｏｋｕｒａｙａｍａ　401
破産者　鈴木美保子
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８９号
横浜市西区中央１丁目30番16―302号
破産者　西尾　弘美
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９７号
神奈川県鎌倉市大町１丁目17番17号
破産者　若松　洋子
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４２号
静岡県富士市中之郷3241番地の５
破産者　江口　　明
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第３３号
京都府船井郡京丹波町橋爪町田105番地　高齢者あんしんサポートハウス木蘭113号室、開始決定時の住所京都府南丹市園部町熊崎土井ノ内68番地
破産者　大下　英世
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第１４１号
神戸市西区井吹台北町１丁目17番地の１1019号
破産者　金川　勝行
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１９２号
兵庫県明石市魚住町清水607番地の２　グローバル魚住Ⅱ―807号
破産者　笹尾　計寿
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係